



2024年2月14日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代 表 者 名	代表取締役社長 藤 澤 信 義
(コ ー ド	8 5 0 8 スタンダード市場)
問い合わせ先	執行役員経理部長 小 田 克 幸
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について

当社は、Group Lease PCL（以下、「G L」といいます。）への対応につきまして、これまで継続して開示を行ってきているところですが、以下の進展がありましたので、お知らせいたします。

記

2020年9月18日及び同年10月9日にお知らせしておりますように、G Lは、タイの民事裁判所において、当社、JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「J ト ラ ス ト アジア」といいます。）、及び当社取締役2名を被告として、不法行為に基づいて、総額9,130百万タイバーツ（約38,346百万円 1タイバーツ=4.2円で換算）の損害賠償を求める訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）を提起しておりました。G Lは、本件訴訟において、J ト ラ ス ト アジアが、当社及びその他の被告の指示に基づき、G LとJ ト ラ ス ト アジアの間の転換社債契約を取り消し、また、タイ及びシンガポールにおいて悪意をもって訴訟を提起して、G Lに損害を与えたなどと主張しております。

本件訴訟につきましては、2024年2月13日、タイの民事裁判所による判決の言渡しがあり、G Lの請求は全て棄却されました。また、民事裁判所は、G Lに対して、被告らに訴訟費用及び弁護士費用を支払うよう命じております。

本判決による当社業績への影響はありません。

今後、更なる進展があり次第、改めて開示させていただく予定です。

以 上